

関係者の皆様へ

令和6年5月吉日

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所
中央復建コンサルタンツ株式会社

「河川改修工事」に伴う家屋事前調査についてのお願い

平素より、国土交通省の河川改修工事につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、今年度、古川古市地区において河川改修工事の実施を予定（裏面参照）しております。これに伴い、家屋近辺の工事に入る前に建物等の調査を実施させていただきたいと考えております。工事実施につきましては細心の注意を払って進めてまいりますが、万が一、工事に伴う家屋への影響が生じた場合に備え、工事前の家屋の状況を把握することを目的としております。

なお、調査につきましては、家屋等の所有者様等の立会のうえ、下記要領にて実施させていただきますのでご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1. 調査の目的：工事着手前の家屋等の現在状況を把握することを目的としています。
2. 調査の方法：(1) 調査内容については、右の「調査内容について」をご確認ください。
 (2) 調査の範囲は、建物内および敷地周辺を行います。
 (3) 調査委託業者が皆様方のご都合を伺い、日程調整をさせて頂きます。ご都合のよろしい日時をお知らせください。調査に要する時間は、1軒当たり概ね1日を予定しておりますが、建物棟数や部屋数により多少変わりますので、ご了承ください。
 (4) 調査員は、3～6名程度で伺います。
 (5) 部屋への立ち入り及び写真撮影に差し支えがあれば対応しますので、調査員へその旨伝えてください。
 (6) 雨天時などの場合は、外部調査を中止させていただくことがあります。その際は、皆様方のご都合にあわせて、調査日を調整させていただきます。

3. 調査期間：令和6年5月中旬～令和6年8月下旬（予定）

4. 調査時間：9時～12時、13時～17時（ご都合に合わせて調整いたします。）

■発注者：国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所 工務課
担当 井本（いもと）、本計（ほんけ） TEL：082-222-9243

■調査委託業者：中央復建コンサルタンツ株式会社 中国支社
広島県広島市東区光町1丁目12番16号 広島ビル
担当 辻元（つじもと）、阿部（あべ） TEL：082-568-0556
携帯：090-9882-3113（辻元）

※現地作業員は、腕章を着用し、国が発行する身分証明書を携帯しております。

調査委託業者は、個人情報の取り扱いに関する各種法令・規範を遵守し、これらに沿った社内規程を設けてお預かりした個人情報を保護致します。上記記載事項他、今回の調査により知り得た事項については、調査に関する資料を作成するためにのみ利用するものとし、当該目的以外に利用することは致しません。

《調査内容について》

(1)一般的事項の調査

- ①敷地内の建物等の配置
- ②建物ごとの間取り平面及び立面

(2)外部調査

- ①基礎・外壁
損傷状況（亀裂、破損等）
- ②屋根
瓦の状況（ズレ等）
- ③外構（塀、舗装等の屋外工作物）
損傷状況（亀裂、破損等）



外部調査（外壁）



外部調査（外構）

(3)内部調査

- ①床・内壁・天井
損傷状況（亀裂、破損、雨漏り跡等）
- ②開口部（建具）
建付け状況（軋み、当たり、隙間等）
- ③軸部（柱及び敷居）
柱・床の傾きを計測器具により測定



内部調査（内壁）



傾斜測定（柱傾斜）

(4)水準測定

測量器具により、建物の現在の高さ（基礎、土間等）を測定



調査風景



調査機器

◎その他 ご承知いただきたい事項

- ・家屋事前調査は、所有者の皆様の同意に基づき実施するもので、強制するものではありません。
- ・調査の全てもしくは一部を辞退することができます。その場合はお手数ですが、調査辞退書をご提出ください。（調査会社が準備します。）なお、本調査の全てもしくは一部を辞退された範囲については、その後に損害等に対する費用負担を請求することができません。
- ・調査資料は、報告書として2部作成し、「建物所有者」と「国土交通省 太田川河川事務所」でそれぞれ保管します。調査完了後、調査結果のご報告に伺います。
- ・工事完了後、事後調査を実施し、工事に起因する地盤変動等により生じた建物等の損害が認められる場合は、従前の状態と同程度に修復するための費用を算出し、補償いたします。